

平成28年7月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

エアコン（室外機）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うちエアコン（室外機）1件、蛍光ランプ1件、
変圧器1件、扇風機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
該当案件無し
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ダイキン工業株式会社が製造したエアコンについて（管理番号：A201600217）

①事象について

ダイキン工業株式会社（法人番号：8120001059660）が製造したエアコン（室外機）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2004年（平成16年）10月18日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌10月19日に新聞社告を行うとともに、継続的に新聞折込チラシやダイレクトメールの送付を行い、無償点検及び改修（プリント基板の交換又ははんだ盛りの追加等の対策）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造番号、対象製造期間、対象台数

機種・型式	製造番号	対象製造期間	対象台数
AR2205X	4000101～4003200 5000101～5007200	1995年1月 ～ 1998年3月	9,950
AR228HDX	7000101～7008447		7,271
AR△△*6*	5000101～70*****		81,475
AR○○*7*	6000101～70*****		108,733
AR○○*8*	7000101～70*****		15,214
RA225G*	4000101～70*****		8,163
RA△△6*	5000101～70*****		107,914
RA○○7*	6000101～70*****		192,389
RA○○8*	7000101～70*****		55,864
RAJ△△8*	7000101～70*****		3,429
RAZ225*	4000101～70*****		21,007
RAZ△△6*	5000101～70*****		30,672
合 計			642,081

備考1. 対象機種の定格冷房能力は、2.2kW～3.2kW

備考2. 海外販売製品には、対象機種はありません。

注1. ○○は、22、25、28、32のいずれかの数字

注2. △△は、22、25、28のいずれかの数字

注3. *印は、数字又はアルファベット

2004年（平成16年）10月18日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：53.4%（2016年6月30日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

当該事故（管理番号：A201600217）発生以前の、同社が製造した当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2016年度	0	—	2012年度	2	火災
2015年度	1	火災	2011年度	0	—
2014年度	1	火災	2010年度	2	火災
2013年度	0	—			

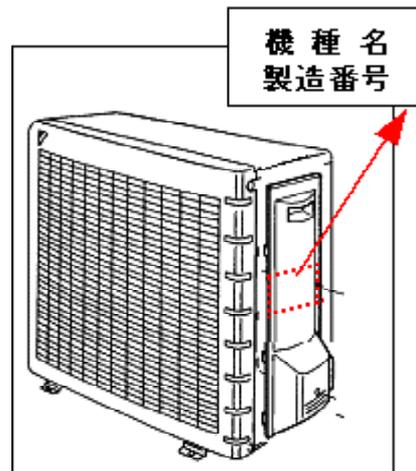
＜対象製品の外観及び確認方法＞

1) 対象製品の外観

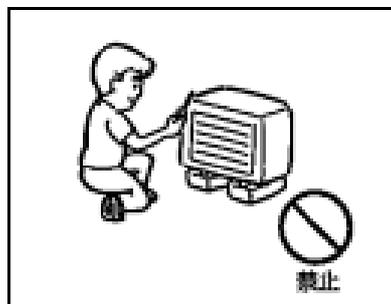


(写真はAR2205X)

2) 対象製品の確認方法



(注) 自身で工具を用いての製品の分解等は、危険ですので決してしないようにお願いします。



(参考) リモコンの型番から対象製品を確認できる場合もあります。

リモコン型番	○に入る数字		対象製造期間
	対策が必要	調査が必要	
ARC408A○	10、13、20、30	14、15、24、25、28、29	1995年1月 ～ 1998年3月
ARC409A○	6、11	1、8、15、17、21	
ARC411A○	4、6、9	1、2、3、8	
ARC418A○	なし	1、2	
ARC402A○	なし	6	

備考1. 型番は、リモコン裏面に記載しています。

備考2. 「対策が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、事業者による改修が必要となります。

備考3. 「調査が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、改修が必要な場合がありますので、事業者による調査が必要となります。



注：写真のリモコンは、ARC408A10のリモコンであり、型番によって形状は異なります。

④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ダイキン工業株式会社

電話番号：0120-330-696

受付時間：24時間受付

ウェブサイト：http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2004/041019_r/index.html

※同ウェブサイトから無償点検・修理の申込みも可能です。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：下出、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600217	平成28年6月19日	平成28年7月25日	エアコン(室外機)	RAZ225X	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 当該事故の原因は、現在、調査中であるが、製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられる。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年7月14日 平成16年10月18日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:53.4%
A201600218	平成28年5月31日	平成28年7月25日	蛍光灯	EFD15EL/12-C5	NECライティング株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成28年7月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年7月15日
A201600219	平成28年7月4日	平成28年7月26日	変圧器	FJ-E04N4	松下精工株式会社 (現 パナソニック エコシステムズ株式会社)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201600220	平成28年7月21日	平成28年7月26日	扇風機	EY-33MI(W)	吉井電気株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から10年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

該当案件無し

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

蛍光灯（管理番号：A201600218）



変圧器（管理番号：A201600219）

